



鶴見区自治連合会 2 月定例会 次第

日 時 令和 5 年 2 月 17 日（金）
午後 1 時 30 分
会 場 鶴見区役所 8 号会議室

1 開 会

2 あいさつ

鶴見区自治連合会会長

石川 建治

鶴見区長

渋谷 治雄

3 定例会出席者の交代（敬称略）

■潮田中央地区連合会

新会長 鶴内 洋（前会長 山内 秀行）

4 横浜市町内会連合会 2 月定例会結果報告

5 鶴見区自治連合会関係議題

6 鶴見区自治連合会定例会の日程について

（1）日 程

3 月定例会 令和 5 年 3 月 17 日（金）午後 1 時 30 分から

4 月定例会 令和 5 年 4 月 19 日（水）午後 1 時 30 分から

（2）場 所

鶴見区役所 6 階 8 号会議室

7 閉 会

新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、今後の日程等も変更になる場合がありますが、御了承ください。

・ ・ ・ 横浜市町内会連合会 2 月定例会結果報告 ・ ・ ・

1. 令和 5 年度共同募金運動への協力依頼について

◎説明者 鶴見区社会福祉協議会 高橋 事務局長

資料No. 1

2. 「横浜市中期計画 2022～2025」の公表について

◎説明者 政策局政策課 柴 担当課長

見開き広報資料

3. 家庭防災員制度の一部見直しについて

◎説明者 鶴見消防署 藤馬 総務・予防課長

資料No. 2

4. 令和 5 年民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

◎説明者 鶴見区役所 金子 福祉保健課長

資料No. 3

5. 2027 年 国際園芸博覧会について

◎説明者 都市整備局 国際園芸博覧会推進課 三浦 課長

資料No. 4

6. 広報誌の配布について（依頼）

◎説明者 鶴見区役所 末吉 区政推進課長

資料No. 5

7. 「大相撲春巡業横浜アリーナ場所」の開催について

◎説明者 鶴見区役所 岩田 地域振興課長

チラシ

・ ・ ・ 鶴見区自治連合会関係議題 ・ ・ ・

8. 令和 5 年度「共助のための防災活動支援事業」の補助金団体募集案内について

◎説明者 鶴見区役所 武 総務課長

資料No. 6

9. 令和 5 年度「鶴見区新たなチャレンジ応援補助金」の募集案内について

◎説明者 鶴見区役所 末吉 区政推進課長

資料No. 7

10. 令和 5 年度道路交通法の一部改正について（自転車の乗車用ヘルメットの着用努力義務）

◎説明者 鶴見区役所 岩田 地域振興課長

資料No. 8

11. 春の火災予防運動について（掲示依頼）

◎説明者 鶴見消防署 総務・予防課 向井 予防係長

資料No. 9

12. 資料提供

鶴見区内火災・救急状況（速報）	……………	鶴見消防署
鶴見警察署管内犯罪・交通事故発生状況	……………	鶴見警察署

明日をひらく都市 横浜

横浜市中期計画 2022～2025

「横浜市中期計画2022～2025」では、2040年頃の横浜のありたい姿として、「共にめざす都市像」を描き、その実現に向けた「基本戦略」として、目指す中期的な方向性・姿勢を明確にしました。その上で、10年程度の9つの戦略と4年間に重点的に取り組む38の政策及び行財政運営、大都市制度やDXの取組などをとりまとめました。



9つの戦略及び38の政策

戦略 1

すべての子どもたちの 未来を創るまちづくり

冊子 24P～37P

若い世代が横浜に住み、希望する人が安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりなど、子ども・子育て支援のより一層の充実を図ります。

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、全ての子どもの資質・能力の向上につながる教育の充実を図ります。



関連する政策

政策
1

切れ目なく力強い子育て支援
～妊娠・出産期・乳幼児期～

●出産費用(基礎的費用)の無償化を含む妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減

政策
2

切れ目なく力強い子育て支援
～乳幼児期・学齢期～

●中学3年生までの医療費助成の所得制限や一部負担金を撤廃し、安心して医療機関を受診できる環境を整備

政策
3

困難な状況にある
子ども・家庭への支援

政策
4

児童虐待・DVの防止と
社会的養護の充実

中学校給食の利用を原則とし、デリバリー方式による供給体制の確保と生徒に満足してもらえる給食の提供に向け推進

政策
5

子ども一人ひとりを
大切にした教育の推進

政策
6

豊かな学びの実現

新たな図書館像の構築と市民の豊かな学び環境の充実

戦略 2

誰もがいきいきと 生涯活躍できるまちづくり

冊子 38P～61P



健康で生きがいを実感し、住み慣れた場所や希望する場所で自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現します。

医療や介護が必要になっても自分らしく安心して生活することができるよう、介護、医療、保健・福祉の充実を図ります。

政策
9

地域コミュニティの活性化

自治会町内会等の運営支援の強化

政策
10

地域の支えあいの推進

政策
11

多文化共生の推進

政策
12

ジェンダー平等の推進

政策
13

障害児・者の支援



政策
14

暮らしと自立の支援

生活に困窮している人への自立支援

政策
15

高齢者を支える地域包括ケアの推進

政策
16

在宅医療や介護の推進

政策
17

医療提供体制の充実

妊娠・出産から一貫した子どものための医療体制の充実

関連する政策

政策
7

市民の健康づくりと安心確保

政策
8

スポーツ環境の充実



戦略 3

Zero Carbon Yokohamaの実現

冊子 62P～67P

2050年のカーボンニュートラルの達成に向け、2030年度の温室効果ガス削減目標を50%とし、市民や事業者等の皆様と連携した取組を進め、脱炭素を通じた本市の更なる成長につなげます。

SDGs未来都市の実現を力強くけん引する、環境・経済・社会の総合的取組を実践し、2030年のSDGs達成に貢献するとともに、循環型社会の構築を目指します。



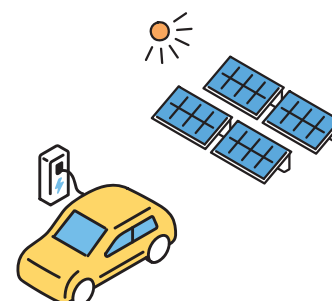
関連する政策

政策
18

脱炭素社会の推進

政策
19

持続可能な資源循環の推進



戦略
4

未来を切り拓く経済成長と
国際都市・横浜の実現

冊子
68P～
81P

中小・小規模事業者の事業継続・発展に向けた支援や多様なプレーヤーによるオープンイノベーションの推進、外国人材・外国企業に選ばれる魅力的な環境づくりなどにより、横浜経済の更なる成長や「国際都市・横浜」としての魅力づくりを進めます。

- 関連する政策
- 政策20 中小・小規模事業者の経営基盤強化 商店街の活性化

- 政策21 スタートアップの創出・イノベーションの推進
- 政策22 観光・MICEの振興
- 政策23 市内大学と連携した地域づくり
- 政策24 国際ビジネス支援と地球規模課題解決への貢献
- 政策25 世界から集いつながる国際都市の実現
- 市内大学の知的資源・研究成果をいかしたさらなる地域貢献
-

戦略
5

新たな価値を創造し続ける
郊外部のまちづくり

冊子
82P～
89P

良好な住環境を維持し、働き方やライフスタイルの変化への対応、地域交通の維持・充実等により、多様な暮らし方ができる持続可能な郊外住宅地のまちづくりを目指します。



- 関連する政策
- 政策26 人を惹きつける郊外部のまちづくり
- 政策27 豊かで暮らしやすい住まい・環境づくり
- 政策28 日常生活を支える地域交通の実現
- 戦略的な土地利用の誘導・推進
- 旧上瀬谷通信施設地区における新たな活性化拠点の形成
- 国際園芸博覧会の開催に向けた取組
- 高齢者の外出支援の観点で、敬老パスのIC化により得られる利用実績等も踏まえながら、敬老パス制度（75歳以上無償化）も含め、持続可能な地域の総合的な移動サービスを検討

戦略
6

成長と活力を生み出す
都心・臨海部のまちづくり

冊子
90P～
95P

国内外から人や企業が集い活躍できる環境の充実や、来訪者が訪れたい魅力的なまちづくりを一体的に進めます。
既存施設等の計画的な再生・機能強化、文化芸術創造都市施策による魅力・にぎわいの創出などにより成長と活力ある都市を実現します。

- 関連する政策
- 政策29 活力ある都心部・臨海部のまちづくり
- 政策30 市民に身近な文化芸術創造都市の推進
- 山下ふ頭再開発の推進
- 回遊性の向上と多様な主体の連携によるにぎわいづくりの推進
-

戦略
7

花・緑・農・水の豊かな魅力あふれる
ガーデンシティ横浜の実現

冊子
96P～
101P

多様な恵みをもたらす花・緑・農・水をいかした「ガーデンシティ横浜」の推進や生物多様性保全への理解と行動の促進、活力ある都市農業の展開を通じて、2027年開催予定の国際園芸博覧会の成功につなげ、横浜ならではの魅力とにぎわいを創出し、自然共生による豊かな暮らしを実現します。

- 関連する政策
- 政策31 自然豊かな都市環境の充実
- 政策32 活力ある都市農業の展開
- 都市ブランド力の向上に向けた動物園の充実
-

戦略
8

災害に強い
安全・安心な都市づくり

冊子
102P～
109P



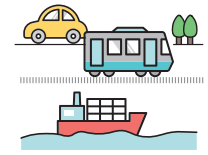
大規模な地震や風水害等の自然災害が発生しても、市民の命を守り、都市機能の維持、迅速な復旧復興ができるようハードとソフトの両面からの取組を進め、誰もが安全・安心に暮らせる強靱な都市を実現します。

- 関連する政策
- 政策33 地震に強い都市づくり
- 政策34 風水害に強い都市づくり
- 政策35 地域で支える防災まちづくり
- 防災意識の浸透（自助意識の向上）
-

戦略
9

市民生活と経済活動を
支える都市づくり

冊子
110P～
117P



交通ネットワークや国際競争力のある港などの整備を推進し、横浜経済の更なる発展と国内外からの人・投資を呼び込みます。公共施設の保全更新を計画的かつ効果的に進め、都市機能の強化を実現します。

- 関連する政策
- 政策36 交通ネットワークの充実
- 政策37 国際競争力のある総合港湾づくり
- 政策38 公共施設の計画的・効果的な保全更新
- 鉄道ネットワークの整備推進等
-

行財政運営

行政運営

「行政運営の基本方針」に基づく
信頼と責任のある行政運営

冊子 126P～139P

横浜市は大都市が抱える多様で複雑な課題に直面しています。
持続的な市政に向け、横浜市役所や職員一人ひとりが「市民目線」「スピード感」「全体最適」を重視し、財政を土台とした、これからの政策実現を支えていくための行政運営を推進していきます。



今後4年間の取組

1	組織の最適化と職員の能力・役割発揮の最大化 ①時代に即した組織体制の構築と人事給与制度の推進 ②チーム力向上に向けた人材育成と働きやすい職場環境づくり
2	行政サービスの最適化 ～事業手法の創造・転換～ ①新たな価値やサービスを生み出すDXの推進 ②市民ニーズに応える持続的な行政運営の推進
3	住民自治の充実と協働・共創による地域の更なる活性化

参考 「行政運営の基本方針」（令和5年1月策定）

横浜市役所を「創造・転換」していくための、「組織・人材」や「運営の仕組み」の大方針として、「行政運営の基本方針」を策定しました。



▲行政運営の基本方針

財政運営

財政ビジョンに基づく
「施策の推進と
財政の健全性の維持」の両立

冊子 140P～151P

「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」（財政ビジョン）を踏まえ、「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立に向けて、財政目標と取組を設定し、多様化・複雑化する課題に的確に対応していく市政の土台となる持続可能な財政運営を進めます。



今後4年間の取組

1	債務管理ガバナンスの徹底による 中長期的な視点に立った債務管理
2	戦略的・総合的な取組による財源の安定的・構造的な充実
3	資産の総合的なマネジメント（ファシリティマネジメント）の推進
4	歳出ガバナンスの強化による効率的で効果的な予算編成・執行
5	市民の共感を生み出す情報発信と課題提起

参考 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」（令和4年6月策定）

「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」を具体化・実効化する中長期の財政方針として、「財政ビジョン」を策定しました。



▲財政ビジョン

大都市制度

冊子 153P～156P

横浜市では、新たな大都市制度「特別市」の早期実現に向けて取り組んでいます。特別市が実現すると、二重行政が完全に解消され、市民の皆様の暮らしに関わる様々な分野でより効率的・効果的に行政サービスを提供することができます。

横浜市が目指す特別市	市のサービス	国以外の仕事は全て横浜市が担います
	市の税金	横浜市の役割・仕事量に見合った公平な税制にします
	近隣市町村	県や近隣市町村と協力して行政運営を行います
	区	区役所機能・住民自治を強化します

参考 「横浜特別市大綱」（令和4年12月改訂）

横浜市にふさわしい大都市制度「特別市」の早期実現を目指し、特別市が求められる背景・必要性や制度の骨子、実現までのプロセス、特別市をめぐる最近の動向等をまとめた「横浜特別市大綱」を公表しました。



▲大都市制度

DXの推進

冊子 157P～159P

DXにより新たな価値・サービスを生み出すことも重視していくことで、多くの市民・事業者の皆様に、デジタル技術による利便性の向上などの変革の価値を実感し、満足度を高めていただきながら、各戦略・政策で掲げる目標を、より効果的・効率的に達成していくことを目指します。

参考 「横浜DX戦略」（令和4年9月策定）

横浜市では、民間人材の活用や多様な主体との連携を通じて、DXの実現に向け取り組むため、「デジタル×デザイン」をキーワードに、“デジタルの恩恵をすべての市民、地域に行きわたらせ、魅力あふれる都市をつくる”ことを基本目的とした「横浜DX戦略」を策定しました。



▲横浜DX戦略

計画冊子の 入手方法

●計画冊子は、市民情報センター（市役所3階）で3月頃販売開始予定（金額未定）です。

※冊子は、ホームページで公開しています。



横浜市中期計画2022～2025 検索

編集・発行 令和5年1月

横浜市政策局政策課

〒231-0005 中区本町6-50-10

TEL 045-671-2010 FAX 045-663-4613



家庭防災員制度の一部見直しについて

令和4年10月の定例会における「(仮称)よこはま防災パーク」の創設に関する情報提供のなかで、家庭防災員制度の見直しについて、検討を進めることを説明させていただきました。

このたび、定例会や地域の皆様から寄せられたご意見等を踏まえ、令和5年度以降の家庭防災員制度について、次のとおりご報告いたします。

1 変更点

(1) 研修受講者の募集方法

自治会・町内会からの推薦又は応募により受講者を募集します。

(2) 家庭防災員自主活動補助金制度の見直し

これまでの家庭防災員に限定した個別の補助制度を改め、家庭防災員をはじめとした地域の皆様の自主活動を広く支援するための活動経費について、令和5年度消防局予算に計上のうえ議会に上程し、審査中です。

2 今後の予定

開催日程や募集方法等の詳細は、令和5年度に各消防署から区連会等を通じてご案内させていただきます。

3 その他

研修(座学・実技等)の内容や、所定のカリキュラムを受講された方への「修了証」の交付については、変更はありません。

【参考】研修内容

区分	内容
防火研修	住宅防火対策(出火防止、消火方法) 等
救急研修	救命処置要領(AEDを含めた心肺蘇生法) 等
地震研修	地震の知識や対応方法 等
風水害研修	風水害の知識や対応方法 等
災害図上訓練	災害図上訓練(DIG研修)

担当：消防局予防課
時枝・古川
045 - 334 - 6406

2027 年国際園芸博覧会について

1 2027 年国際園芸博覧会とは

2027 年に旧上瀬谷通信施設で開催される、国際園芸博覧会は、本市で初めて開催される「万博」です。

【参考：日本で開催された万博（開催予定を含む）】

- ・大阪万博（1970 年）
- ・沖縄海洋博（1975 年）
- ・つくば科学博（1985 年）
- ・大阪花の万博（1990 年）★国際園芸博覧会
- ・愛知万博（2005 年）
- ・大阪・関西万博（2025 年開催予定）

横浜で初めて開催される本万博では、美しい花々や緑を楽しみ、自然の持つ魅力や機能の大切さに触れていただくとともに、最先端の園芸や農業、世界中の様々な食文化を体験できるなど、ワクワクするような魅力的なコンテンツをそろえていきます。

【2027 年国際園芸博覧会の概要】

テーマ	幸せを創る明日の風景～Scenery of the Future for Happiness～
開催期間	2027 年 3 月 19 日（金曜日）～ 9 月 26 日（日曜日）
開催場所	旧上瀬谷通信施設（旭区・瀬谷区）
博覧会識別	A1（最上位）クラス AIPH（国際園芸家協会）からの承認 （令和元年 9 月）と、 BIE（博覧会国際事務局）からの認定 （令和 4 年 11 月）を受け、万国博覧会、かつ、世界最上位クラスの国際園芸博覧会として、開催します。
参加者数	1,500 万人（地域連携や ICT 活用などの多様な参加形態を含む）
博覧会区域	約 100ha（内、会場区域 80 ha）
開催者	公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

2 公式ロゴマーク最優秀賞作品・正式略称・推進体制について

博覧会開催 1500 日前となった 2 月 8 日、2027 年国際園芸博覧会協会から、公式ロゴマーク最優秀賞作品、正式略称、博覧会開催に向け加速化する活動を牽引していく推進体制が発表されました。

〈裏面あり〉

【公式ロゴマーク最優秀賞作品】

応募総数 1,204 作品。「デザイン審査」、「知的財産権関連調査」を通過した最終候補作品から、2月8日に開催された「選考委員会」にて、最優秀賞作品が決定しました。



公式ロゴマーク最優秀賞作品と受賞者

【博覧会の正式略称】

「**GREEN×EXPO 2027** (グリーンエクスポ ニーゼロニーナナ)」

略称の狙い

「GREEN」は、「植物」、「花」、「緑」を総称する言葉であり、「自然」、「環境」という意味を持ちます。そこに、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」という語を掛け合わせることで、SDGs や GX (グリーントランスフォーメーション) の実現に貢献する博覧会として、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しました。

※GX…地球温暖化や環境破壊、気候変動などを引き起こす温室効果ガスの排出を削減し、環境改善と共に経済社会システムの改革を行う対策のこと。

【推進体制】

国際園芸博覧会を推進する専門家体制<GREEN×EXPO ラボ>のメンバーとして、以下の皆様が就任しました。

- チェアパーソン：涌井 史郎 (わくい しろう) 氏
- 事業運営チーフディレクター：若松 浩文 (わかまつ ひろふみ) 氏
- 農&園藝チーフコーディネーター：賀来 宏和 (かく ひろかず) 氏
- マスターアーキテクト：隈 研吾 (くま けんご) 氏



涌井史郎氏

また、クリエイターとして

- 蜷川 実花 (にながわ みか) 氏 の就任も合わせて発表されました。

3 今後の取組について

国際園芸博覧会の機運醸成に向けては、今後決定する公式ロゴマークや公式キャラクター等を活用しながら、わかりやすいパンフレット・リーフレットを作成し、博覧会の魅力を発信していきます。また、市民の皆様にご参加いただけるプログラムやイベントなどの検討も進めていきます。

2027年の開催に向けて、皆様と共に、横浜市全体で盛り上げていきたいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

★博覧会の最新情報は、以下ホームページでご確認いただけます。

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

担当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 三浦、井上
連絡先：671-4627
業務メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

2027年国際園芸博覧会 基本計画・概要版

花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造を提案、
横浜から明日に向けた友好と平和のメッセージを発信します。

開催趣旨・意義

国際園芸博覧会の趣旨

国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、
地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献

時代認識

地球環境の課題：地球温暖化、生物多様性の損失、自然災害、感染症、食料危機等

SDGsの達成に貢献し、その先の社会も見据えた日本モデルの提示
—実現に向けた取組の方向性—

Society5.0の展開

グリーンインフラの
実装

花き園芸文化の振興等を
通じた農業・農村の活性化

観光立国や
地方創生の推進

日本・横浜発の「グリーンシティ」の発信提示

都市生活が自然とともにある未来を市民・民間企業・行政が共に考え、行動を起こし、
アイデアを形にする取組を展開することにより、先導的な「グリーンシティ」を提示

花き園芸・造園・農の振興

花き園芸・造園・農
の発展に向けた
取組の加速化

日本の花き園芸
文化・造園文化の
再評価と発信

伝統的な
花き園芸・造園技術
の保全・継承

遺伝資源の保全

開催理念・テーマ

花や緑、農、食は、我々の命を支え、暮らしを支え、また、世代、民族を超えて人々に感動や笑顔をもたらししている。我々人類は、植物をはじめとした自然に生かされており、**生命の潮流と循環の中で生きている**。世界が経済的な豊かさを主体とした対比的な充足から、質的成熟社会への転換期にある中で、2027年に開催される本博覧会は、改めて**植物の自然資本財としての多様な価値を再認識し、持続可能な未来と誰もが取り残されない社会の形成に活用するとともに、自然との共生や時間・空間を含めたシェア**がもたらす幸福感を、新たな明日の風景として可視化していくことを目指すものである。

テーマ 幸せを創る明日の風景

～Scenery of the Future for Happiness～

サブテーマ

テーマ実現の切り口

自然との調和

緑や農による共存

新産業の創出

連携による解決

全体概要

名称：2027年国際園芸博覧会
(International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
博覧会種別：A1（最上位）クラス（AIPH承認＋BIE認定）
開催場所：旧上瀬谷通信施設（神奈川県横浜市）
開催期間：2027年3月19日（金曜日）～9月26日（日曜日）
博覧会区域：約100ha（内、会場区域80ha）
参加者数：1,500万人（地域連携やICT活用などの多様な参加形態を含む）
（有料来場者数 1,000万人以上）

<資金計画>

会場建設費 320億円
（財源：国、地方公共団体、民間による負担）
運営費 360億円
（財源：入場料、営業権利金等）



横浜市・旧上瀬谷通信施設について

横浜市は、1859年に国際港として開港以降、園芸植物の玄関口となり、ユリを代表として数々の植物が海外へ輸出されるとともに、バラやチューリップなどの西洋の花の輸入の先駆けとなるなど、日本の花き貿易の先進地となり、我が国の優れた植物や園芸文化を発信し続けてきました。

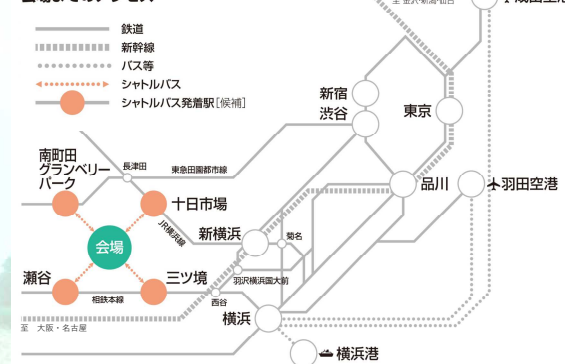
会場は横浜市の郊外部（旭区・瀬谷区）に位置する旧上瀬谷通信施設であり、2015年に米軍から返還された約242haの広大な土地で、そのうち約100haが博覧会区域となります。長年にわたり土地利用が制限されてきたことから、農地や緩やかな起伏の草地など豊かな自然環境が広がり、南北に流れる相沢川、和泉川の源流部、谷戸地形等の貴重な自然資本が残っています。



輸送アクセス

- ・周辺各駅からのシャトルバスによる輸送
- ・空港や主要ターミナル発着場からの直行バス
- ・会場外駐車場を確保「パーク&ライド」

会場までのアクセス



スケジュール

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
------	------	------	------	------	------	------

・BIE認定、基本計画策定

・チケットプロモーション

・参加国招請開始

・会場整備着工

・開会

幸せを創る明日の風景

～Scenery of the Future for Happiness～

花 緑 農 食 大地 交流

幸福感につながる人と植物のこれからの関わり方を示し、自然共生社会の実現に向けた新たな暮らしのモデルを提案します。

多様な主体が創りあげる圧倒的な花と緑

主催者庭園

主催者による国際園芸博覧会のシンボルとなるガーデン。季節ごとに咲き誇る花の変化が楽しめる。横浜の歴史・文化も演出

屋外出展

公式参加者（国や国際機関）や一般参加者が出展する庭園等。世界各国の多様な花き・園芸、造園技術や地域ごとの特色ある出展を体感

屋内出展

生産品や屋内庭園、フラワーアレンジメント、生け花、盆栽等の展示

日本国政府出展

日本が誇る文化や伝統とともに、今後の花と緑、農の在り方のほか、最先端の造園・緑化技術や農業技術等を世界に発信

多くの人々を惹きつける圧倒的で魅力的な空間を創出

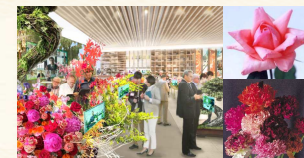
主催者によるシンボル展示

来場者が“自分にとっての自然とのつながり方”を発見する展示体験を創出。バイオフィリア※の考えのもと、リアルとデジタルの融合で、主として日本の植物資源の展示を展開する。

※人間が自然と交わりたいと望む本能的な欲求

技術の向上、産業の発展を促すコンペティション

- ・庭園及び花き等のコンペティションに加え、本博覧会独自企画のコンペティションを実施
- ・需要拡大・輸出拡大等による我が国の花き園芸・造園産業の発展を目指すとともに、多様な産業界が連携する枠組等も検討



自然環境を生かした会場

- ・自然環境ポテンシャルを取り入れた会場
- ・あらゆる主体がつながり、将来につながる会場
- ・誰もが使いやすい会場

これからの時代にふさわしい会場運営

- ・持続可能性に配慮した運営
- ・安全・快適の達成と感染症対策の徹底
- ・ユニバーサルサービスの提供
- ・ICTの積極活用

2023年1月現在 会場イメージ 今後の調整状況により変更になる可能性がある。

産学官・市民の連携

Village

博覧会協会が設定するテーマに応じ、民間企業、教育・研究機関、市民等が共創してコンテンツを提供



Farm to Table STREET

気軽に旅をするように、世界中の風景・食・文化、人とのふれあいを五感で楽しむ食体験事業



Park Pavilion

本博覧会の趣旨に賛同する企業のビジョンを特徴ある魅力を持った庭園とともに表現、新しい風景づくりを企業と実施

コモンズを中心に展開する多彩な行事

催事施設で行う開会式・閉会式・ナショナルデー・スペシャルデーをはじめ、会場内に複数配置した参加型交流拠点「コモンズ」における主催者や企業・自治体・市民団体等の多様な主体の催事により、参加者に楽しさや驚き、感動を与え、本博覧会のテーマを効果的に発信



参加と連携を促すコミュニケーション活動

開催前から、企業・団体・行政機関・市民等との連携を推進するコミュニケーション活動、SDGsの行動促進を目的とした教育活動等を展開

グリーンインフラの実装

緑陰や風の道の形成、園路広場における滞留、蒸散作用、豊かな緑量の確保と緑のネットワークを形成



本博覧会のテーマ、活動の継承

会場の一部は公園として整備され、本博覧会の理念・テーマ等を継承・発展・発信する拠点となる。『「みどり」で広がる暮らしの風景』をテーマに、多様な主体（利用者）の参画と連携により、自然と人をつなげ自然とともに生きる持続可能な多様なライフスタイルを醸成



自治会・町内会長 様

横浜市鶴見区長 渋谷 治雄
横浜市政策局長 鈴木 和宏
横浜市議会局長 屋代 英明

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで皆様の御協力により配布を行ってまいりました。

令和 5 年度も、新型コロナウイルス感染症に関する情報をはじめ、市政情報を市民の皆様にお届けしてまいりますので、感染症対策にご配慮のうえ、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、「広報よこはま」には毎月 11 日以降の行事を掲載しております。このため配布にあたっては 10 日までに各世帯へお配りいただきたく、併せてお願いいたします。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要

広報紙名	発行月	謝金額（1 部あたり）※
「広報よこはま」	毎月	9 円
「県のたより」	毎月	8 円
「ヨコハマ議会だより」	令和 5 年 5 月、7 月、11 月 令和 6 年 2 月	4 円

※謝金は実際にお配りいただいた部数について、年 2 回に分けてお支払いします。

※謝金額は令和 5 年度予算議決後に確定します。

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和 6 年 1 月号は、令和 5 年 12 月 29 日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回（令和5年10月と令和6年3月）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

鶴見区区政推進課広報相談係 Tel 510-1680～1682 FAX 510-1891

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

- (2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段のご配慮をお願い申し上げます。

- (3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

- (4) 令和5年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

- (5) 鶴見区社会福祉協議会が例年全戸配布している「共同募金鶴見区だより」を配送するにあたり、広報配布担当者の情報（住所・氏名・連絡先）を鶴見区社会福祉協議会に提供いたします。あらかじめ御了承ください。

担当：鶴見区区政推進課広報相談係

Tel 510-1680～1682 FAX 510-1891

政策局広報課 広報紙担当

Tel 671-2332 FAX 661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel 671-3040 FAX 681-7388

連絡先：鶴見区役所広報相談係

〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

電話：510-1680～1682 ファクス：510-1891

広報よこはまの配布にご協力いただきありがとうございます。

配布担当者様・配送先・部数などに変更がある場合は、下記の連絡票に必要事項をご記入のうえ、変更を希望する月の前月 10 日までに区役所広報相談係まで電話またはファクス、郵送にてご連絡ください。

「広報よこはま」の配送先などの変更事項連絡票

●記入日	令和 年 月 日
●変更時期	令和 年 月号から ※前月の 10 日までにご連絡ください
●配布団体名 (自治会・町内会、 マンション名など)	記入者ご氏名 (電話)

●変更内容 ※変更点のみを記入してください				
変更事項	変更前		変更後	
配布担当者	氏名		氏名	
	電話		電話	
配送先 ※自治会館などの場合は 建物名もご記入ください	住所	〒230- 鶴見区	住所	〒230- 鶴見区
配布部数	部		部	
その他				

「共助のための防災活動支援事業」の補助団体を募集！

～鶴見区の防災活動を応援します～

鶴見区では、地域防災力の向上を目的として、地域における様々な防災活動を支援するため、次の補助事業について募集を行います。

1 共助のための防災活動支援事業の補助団体募集について

地域防災力の向上につながる活動を支援します。(補助金額 最大15万円、補助期間1年)
※対象となる活動に指定があります。【詳細は、別添募集案内を参照】

2 補助金交付までの手続きについて

- (1) 申請受付期間
令和5年2月17日(金)～3月13日(月)(土、日、祝日除く)
(受付時間 8時45分～17時)
- (2) 補助金交付・不交付の決定時期
令和5年3月下旬～4月上旬頃(予定)
- (3) 申請書の入手、応募及びお問合せ先
鶴見区総務課防災担当(区庁舎5階5番窓口 Tel: 045-510-1656)
申請書は下記URLからダウンロードできます。
https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/bosai_bohan/saigai/hojokin/kyoujo.html

※ いずれの事業も、令和5年度予算の成立を前提としており、不成立の場合は実施しない場合がありますので、御承知おきください。

お問合せ先		
鶴見区役所	総務課 防災担当	Tel 045-510-1656

令和5年度 共助のための防災活動支援事業



「共助」とは、皆さんで互いの安全・安心のために協力しあう地域活動の意味です。

「みんなの町をみんなで守る」ことは、地域の皆さんにとって、最も効果的な防災対策です。

『共助のための防災活動補助金制度』（平成25年度開始）は、地域防災力の向上を目的として、地域における様々な防災活動を支援するための制度です。

※対象となる活動に指定がありますのでご注意ください。

～『共助のための防災活動補助金』の概要～

□対象となる団体

主に鶴見区民により組織され、鶴見区内を主な活動場所とする団体

□対象となる活動

地域防災力の向上につながる活動のうち、募集時に **区が指定する取組**

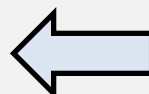
※令和5年度は「外国人等への防災支援」「災害時ペット」等

（詳細は次頁「3 対象となる取組」をご覧ください。）

□補助金額

上限 15 万円（対象経費の 10 分の9以内）

【注 意】令和5年度内に完結すること



申請書類は
こちらから

※詳細は次頁以降に記載しています。

■申請受付期間

令和5年2月17日（金）～3月13日（月）

※受付時間は8時45分～17時（土、日、祝日を除く）

■提出・お問い合わせ先

鶴見区役所総務課庶務係防災担当（区庁舎5階5番窓口）

〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

《電話》045-510-1656 《FAX》045-510-1889

《Eメール》tr-bousai@city.yokohama.jp

まずは、防災担当までご相談ください!!

【お断り】 この事業は、横浜市令和5年度予算の議決を条件とします。議決されなかった場合は実施しないことがありますので、ご承知おきください。

共助のための防災活動補助金制度

1 目 的

地域防災力の向上を目的として、地域の様々な団体や人々による共助のための自主的な活動を行う際の資金の一部を支援します。

2 対象となる団体

主に鶴見区民により組織され、鶴見区内を主な活動場所とする団体であること。
自治会・町内会等、PTA、NPO、ボランティアグループ、その他市民活動団体

3 対象となる取組

～令和4年度からの変更点について～

鶴見区には地震時の津波や火災、風水害時の洪水やがけ崩れ等、様々な災害リスクがあります。また近年頻発している豪雨・台風への対応や、コロナ禍での災害への対応、高齢化の加速に伴う災害時の要援護者の支援など、取り組むべきことが多々あります。

これらの「鶴見区に必要な防災・減災対策」を区として重点的に取り組んでいくため、ともに取り組んでいただける皆様のご活動をこの制度で支援できるよう、対象となる取組を指定することとしました。

令和5年度においては、下記の取組を対象として支援を行います。

取組	例
①避難場所の多様化・分散化 （在宅避難含む）に寄与する取組	・在宅避難啓発チラシ作成 ・地域施設等と連携した災害時避難場所の確保
②地域特性（災害時リスク）に応じた 防災・減災対策	・防災まち歩き ・地区ごとの防災マップ作成
③小・中学生等を対象とした取組	・防災講座、教材の購入、啓発イベントの開催
④災害時ペットに関する取組	・ペット同行避難の啓発活動 ・飼い主間のコミュニティづくり
⑤災害時要援護者支援対策	・安否確認カードの作成 ・要援護者避難訓練
⑥マンション管理組合における防災活動	・マンション管理組合における防災マニュアルの作成 ・資機材や倉庫、マンホールトイレ等設備の充実化
⑦外国人等への防災支援活動	・外国人を対象とした防災セミナーの開催 ・外国語での啓発チラシ作成

※原則として単年度で完結するものとします。

※上記に該当する場合であっても、次の①～④に該当する場合は、対象外とします。

対 象 外
① 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
② 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
③ 同一の企画内容で鶴見区・横浜市又は社会福祉協議会などの（本市以外の）他の団体からの補助を受けているもの
④ 代表者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員

4 補助内容

補助金額	上限 15 万円（対象経費の 10 分の 9 以内）
補助期間	単年度（補助金の交付決定を受けた年度とします。）

5 対象経費

	項 目
①	事務費（消耗品費、印刷費、通信運搬費、交通費、会議飲料費）
②	管理費（家賃、光熱費、人件費）
③	備品購入費、消耗品費（材料費等）
④	講師、指導者、協力者への謝礼
⑤	活動参加者に対する保険料
⑥	施設、機材などの使用料・賃借料
⑦	委託費（資機材点検、修繕、工事費）
⑧	その他必要と認めるもの
・親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付など、直接、活動や取組にかかる経費でないものは対象外とします。 ・本補助金を利用した同様の備品の購入は、原則 3 回までとします。 ・領収書（レシート）の日付が、「補助金交付決定通知書」の日付以降の経費が対象となります。 ・事業終了後、活動内容を審査しますので、領収書（レシート）の保管をお願いします。また、余剰金等が認められる場合には補助金を返還していただきます。 ・公共施設（公園等）を使用する活動の場合はあらかじめ施設管理者の許可・承認を得てください。	

6 申請方法

◇次の申請受付期間中に、提出書類を区役所総務課庶務係防災担当へ提出してください。（郵送不可）

申請受付 期間	令和5年2月17日（金）～3月13日（月）	
	受付時間：8時45分～17時（土・日・祝日は除く）	
提出場所	鶴見区役所総務課庶務係防災担当（区庁舎5階5番窓口）	
提出書類	①	補助金交付申請書
	②	事業計画書
	③	収支予算書
	④	団体概要書（申請者が法人の場合）
	⑤	その他区長が必要と認めるもの
	各様式については、鶴見区役所ホームページからダウンロードできます。 https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/bosai_bohan/saigai/hojokin/kyoujo.html	
※書類提出の前に、まずは区役所総務課庶務係防災担当にご相談ください。		



7 対象事業の公表

◇対象事業の概要及び団体名等は、ホームページ等により公表します。

◇提出された書類等については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。

8 審査

◇事業内容・補助対象経費は、次の視点により審査し、予算の範囲内で補助します。

項 目	説 明
防災についての課題	地域防災の課題を具体的に捉えているか
防災に対するニーズ	地域のニーズを反映しているか
計画性	計画した活動内容や経費等が適切で、年度内に実現できる計画か
企画力	事業を実施するうえで、工夫やアイデアがあるか
継続性	事業を実施するうえで、次年度以降も発展・継続することは可能か

9 スケジュール

	申請者	区役所
2月	区民の皆さんにお知らせ (自治連合会、ホームページ等) 申請書提出	募集の開始 (2/17)
3月		募集の締め切り (3/13) 審査、交付決定
4月	活動開始 補助金請求	交付 (不交付) 決定通知書 (上旬) 補助金交付 (中旬～下旬)
5月	活動期間	
3月	実績報告	補助金確定通知
4月	精算期間	精算期間

【注意】事業終了後は、すみやかに実績報告を行ってください。

10 令和4年度 補助金交付団体の具体的な活動事例

No	団体名	事業目的	主な事業内容
1	鶴見レスキューパウズ	災害時のペット同行避難における飼い主の責任、行政が発信している情報の周知及び逃げ遅れや避難を躊躇しないための備えについてセミナー等を通じて市民へ啓発する。	- ペット防災セミナーの開催 - ペット防災スターキットの作成
2	シークレイン共同防火防災管理協議会	シークレインを利用するすべての人が、防災に関するイベントを通じて、共助の活動を活性化する。また、人命安全の確保を最優先課題と位置づけ、災害時のマンション住民の相互支援体制を構築する。	- 防災コンサルティング - 住民への啓発資料作成

ヘルメット

かぶっていますか？

ヘルメット かぶって安心 その未来

- ・ 令和5年4月1日から全ての自転車利用者について、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となります。
- ・ 自転車事故で亡くなった方の約6割が頭部に損傷を負っています。

横浜市道路局交通安全・自転車政策課

自転車
ヘルメット
着用努力義務



改定した 自転車安全利用五則 を守りましょう!

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年～令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率
(平成29年～令和3年合計) (警察庁資料より)



(内閣府資料)

春の火災予防運動

令和5年3月1日～3月7日

東芝エネルギーシステムズ株式会社 京浜事業所 自衛消防隊

たばこの消火は確実に！



屋内消火栓操法



小型ポンプ操法

撮影場所：大本山總持寺 大駐車場



昨年は、たばこ火災が増えました。

吸う際には、水を入れた灰皿を使用しましょう。

たばこの消火は確実にいきましょう。



鶴見区のマスコット
ワックン

火災を早期に警報音や音声で知らせて逃げ遅れを防ぐ住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

既に設置された方は、バッテリーチェックなどの定期的な点検をお願いします。

また、バッテリーの寿命は約10年ですが、機器の劣化も考慮して

10年経ったら機器ごと取り替えましょう。

鶴見消防署 総務・予防課 ☎045-503-0119



鶴見消防署 インフォメーション

令和5年2月17日



電気火災に注意しましょう



特にリチウムイオン電池からの火災が増えています。膨張、異音、異臭などの異常が生じたものを使用するのはやめましょう。
また、廃棄する場合は、ごみ回収方法をよく確認し、可燃物ごみや不燃ごみに混せて廃棄するのは、絶対やめましょう。

(令和5年1月1日～1月31日昨年同期比較)

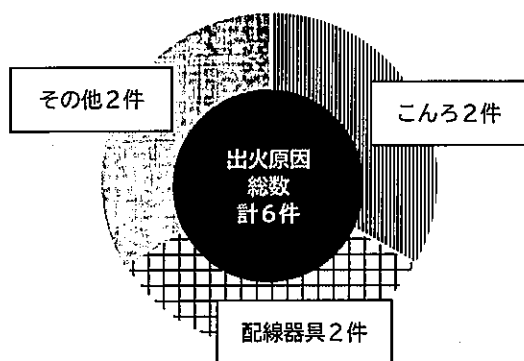
◆ 鶴見区内の災害・救急概況

年別		R5年	R4年	増△減
区分				
火災件数		6	4	2
火災種別	建物	4	3	1
	林野	0	0	0
	車両	1	1	0
	船舶	0	0	0
	その他	1	0	1
損害程度	焼損面積(m ²)	55	0	55
	死者	0	0	0
	負傷者	3	1	2
主な火災原因	こんろ	2	2	0
	配線器具	2	1	1
	たばこ	0	0	0
	放火(疑い含む)	0	0	0
	ストーブ	0	0	0
	その他	2	1	1
救急件数		1,685	1,556	129
救急種別	急病	1,234	1,089	145
	交通事故	64	59	5
	一般負傷	270	296	△26
	その他	117	112	5

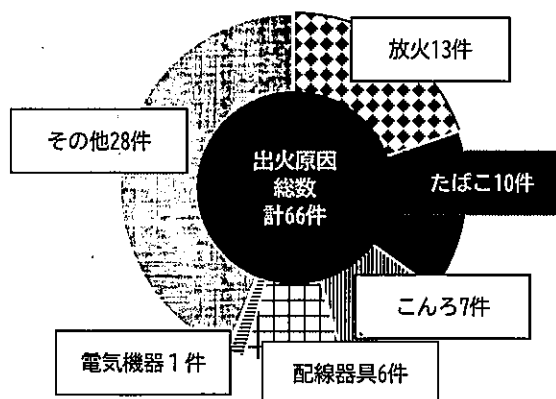
◆ 横浜市内の災害・救急概況

年別		R5年	R4年	増△減
区分				
火災件数		66	61	5
火災種別	建物	45	41	4
	林野	0	0	0
	車両	6	8	△2
	船舶	0	0	0
	その他	15	12	3
損害程度	焼損面積(m ²)	1,004	246	758
	死者	2	2	0
	負傷者	14	6	8
主な火災原因	放火(疑い含む)	13	6	7
	たばこ	10	10	0
	こんろ	7	5	2
	配線器具	6	4	2
	電気機器	1	3	△2
	その他	29	33	△4
救急件数		22,108	20,167	1,941
救急種別	急病	16,082	13,931	2,151
	交通事故	629	714	△85
	一般負傷	3,901	4,034	△133
	その他	1,496	1,488	8

区内



市内



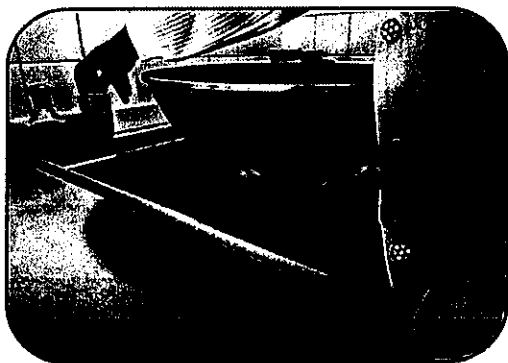
住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします！

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。





着衣着火(着ている服に火がつくこと)に気をつけましょう。

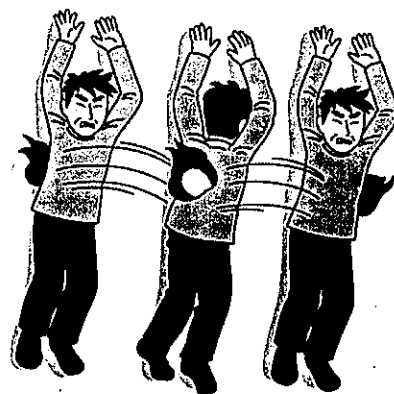


- ・ 調理する時はゆったりとした服や袖が広がった服を着ないようにしましょう。
- ・ こんろの奥に調理道具や調味料を置かないようにしましょう。
- ・ 鍋等の底から炎がはみ出さないよう適切な火力に調整しましょう。
- ・ 火が接しても着火しにくい防災処理されたエプロンやアームカバーを使いましょう。



調理中に衣服に火がついてしまったら・・・

- ・ 慌てずに、落ち着いて、水をかけましょう。
- ・ タオルなどで叩いて消しましょう。
- ・ 背中などで手が届かないときは、その場に倒れて左右に転がりましょう。



こんろ火災対策

- ☐ 調理中はその場を離れないようにしている。
- ☐ 袖口をまくるなど、衣服に火が付かないように注意している。
- ☐ こんろ周りは整理整頓され、燃えやすい物を置いていない。
- ☐ グリル内はこまめに手入れし、油かすなどをためていない。
- ☐ ガスホースが劣化していない。
- ☐ 安全センサーの付いたS i センサーコンロを使用している。

鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

1 罪種別認知状況

年 別	罪 種 別	凶 悪 犯				粗 暴 犯				窃 盗 犯			知能犯		風俗犯		そ の 他	合 計
		殺 人	強 盗	放 火	強 制 性 交 等	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺	そ の 他	わ い せ つ	そ の 他		
	令和5年 1月末	0	2	0	0	1	4	0	0	1	44	28	7	0	1	0	4	92
	令和4年 1月末	1	0	0	1	2	3	1	0	3	11	33	0	0	1	0	20	76
	前年比	-1	+2	0	-1	-1	+1	-1	0	-2	+33	-5	+7	0	0	0	-16	+16



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺

年 別	手 口 別	侵 入 盗						乗り物盗				非侵入盗							合 計
		空 き 巣	忍 込 み	出 店 荒 し	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	小 計	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	自 動 販 売 機 ね ら い	万 引 き	部 品 ね ら い	そ の 他	小 計	
	令和5年 1月末	0	0	0	0	1	1	1	7	36	44	1	0	0	14	3	10	28	73
	令和4年 1月末	2	0	1	0	0	3	0	0	11	11	5	0	0	8	3	17	33	47
	前年比	-2	0	-1	0	+1	-2	+1	+7	+25	+33	-4	0	0	+6	0	-7	-5	+26

特
殊
詐
欺
(旧振り込み詐欺)

7

0

+7

特殊詐欺被害総額 13,080,700円

キャッシュカード詐欺盗被害… 0人 0円

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害… 5人 10,100,000円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害… 1人 2,000,000円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害… 1人 980,700円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺… 0人 0円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

*数値は暫定値です。

地域安全情報

鶴見警察署
生活安全課
防犯少年係

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

令和5年1月末現在

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和5年 1月末	令和4年 1月末	前年比	令和5年 1月末	令和4年 1月末	前年比	令和5年 1月末	令和4年 1月末	前年比	令和5年 1月末	令和4年 1月末	前年比
総 数	73	47	+26			0	2	-2		36	11	+25
朝 日 町	1	1	0			0		0				0
安 善 町			0			0		0				0
市 場 上 町			0			0		0				0
市 場 下 町	1		+1			0		0		1		+1
市 場 西 中 町		1	-1			0		0				0
市 場 東 中 町	1		+1			0		0		1		+1
市 場 南 中 町		1	-1			0		0				0
市 場 大 和 町	1	1	0			0		0		1	1	0
潮 田 町	3		+3			0		0		1		+1
江 分 崎 町	1	2	-1			0		0		1	1	0
小 野 町			0			0		0				0
梶 上 町	3	1	+2			0		0		2	1	+1
上 末 吉 町			0			0		0				0
上 の 宮 町			0			0		0				0
寛 政 町	1	1	0			0		0			1	-1
岸 谷 町			0			0		0				0
龍 寺 尾 町		1	-1			0		0				0
駒 岡 町	6	2	+4			0		0		1		+1
栄 町 通	3	1	+2			0		0		2		+2
汐 入 町			0			0		0				0
柳 子 谷 町		1	-1			0		0				0
下 野 谷 町	4		+4			0		0		1		+1
尻 手 吉 町	2	1	+1			0		0		1	1	0
下 末 吉 町	2	2	0			0		0		1		+1
末 広 町			0			0		0				0
菅 沢 町	2		+2			0		0		1		+1
諏 訪 坂 町			0			0		0				0
大 黒 町			0			0		0				0
大 黒 ふ 頭 町	2		+2			0		0				0
森 東 町		1	-1			0		0				0
佃 野 町	1	1	0			0		0		1		+1
鶴 見 見 町	1		+1			0		0		1		+1
鶴 見 中 央 町	11	7	+4			0		0		4	3	+1
森 谷 町		1	-1			0		0				0
豊 岡 町	3	4	-1			0		0		1		+1
仲 通 町	3		+3			0		0		2		+2
窪 妻 町	2	3	-1			0		0		1	2	-1
浜 町			0			0		0				0
馬 場 町			0			0		0				0
東 寺 尾 町	1	2	-1			0	2	-2		1		+1
東 寺 尾 北 台 町			0			0		0				0
東 寺 尾 中 台 町			0			0		0				0
東 寺 尾 東 谷 町		1	-1			0		0			1	-1
平 安 町	1		+1			0		0		1		+1
弁 天 町			0			0		0				0
本 町 通	6		+6			0		0		3		+3
三 池 公 園 町		1	-1			0		0				0
向 井 町	3	2	+1			0		0		2		+2
龍 宮 町	2	4	-2			0		0				0
矢 向 町	6	4	+2			0		0		5		+5

※数値は暫定値です

交通事故発生状況

令和5年2月
鶴見警察署 交通課

1月末概数

管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
5年	55	0	2	58	60
4年	41	0	3	42	45
増減数	14	0	-1	16	15
増減率	34.1%	—	-33.3%	38.1%	33.3%

県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
5年	1,633	11	1,893
4年	1,577	13	1,801
増減数	56	-2	92

管内発生状況 (1月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
5年	55	0	2	58	60
4年	41	0	3	42	45
増減数	14	0	-1	16	15

交通安全ひとこえ運動推進中！
交通安全は家庭・学校・職場・地域から

以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
5年	3	4	0	2	1	2	4	38	1
4年	2	6	1	1	2	0	3	24	2

曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
5年	2	7	12	9	12	8	5
4年	5	6	4	10	9	4	3

時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
5年	2	2	1	7	7	6	5	5	8	7	5	0
4年	1	0	4	7	4	2	3	3	9	4	4	0

町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	下末吉	駒岡	獅子ヶ谷	矢向	豊岡町	北寺尾
5年	12	7	4	4	3	3	3
4年	6	3	2	0	2	1	0

※ 当月累計の多発順を元に掲載しています。
常に発生が多い地区ではありません。

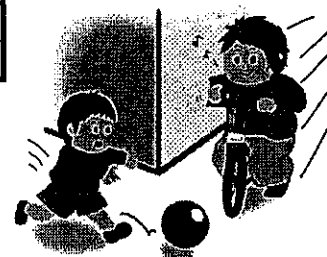
事故類型別

	車両同士						人対車両		列車
	車両単独	正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
5年	5	2	7	11	8	5	13	4	0
4年	3	1	6	5	9	10	0	7	0

関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
5年	4	11	17	15
4年	3	12	13	15

交通安全ひとこえ運動
家庭・学校・職場・地域で交通安全の「ひとこえ」を
かけあいましょう。
夜間出かけるときは「反射材着けた？」
(家庭でひとこえかけあいましょう)
学校等で「信号を良く見て」、「道路に飛び出さない」
(児童や園児に対してひとこえかけてあげましょう)



自転車に乗って、スマホやヘッドホン(イヤホン)を使用することは禁止されています。
見通しの悪い場所では一時停止しましょう。



鶴見警察署
マスコットキャラクター
かける&まい

鶴見区自治連合会2月定例会単独議題 次第

日時 令和5年2月17日（金）
関係議題終了後
会場 鶴見区役所8号会議室

1. 開会

2. 鶴見区自治連合会関係単独議題

（1）婦人部新年の集いの御礼

◎説明者 鶴見区自治連合会 名須川 婦人部長 資料なし

（2）災害時要援護者名簿の活用状況アンケート調査の実施について

◎説明者 鶴見区役所 高島 高齢・障害支援課長 単独資料No. 1

（3）令和4年度版「発見つるみ！～データでみる鶴見区～」の送付について

◎説明者 鶴見区役所 武 総務課長 単独資料No. 2

（4）鶴見川水系の整備促進に関する要望書の提出について

◎説明者 鶴見区役所 武 総務課長 単独資料No. 3

（5）「特別市制度の実現に向けて～指定都市市長会シンポジウム in 横浜～」について

◎説明者 鶴見区役所 末吉 区政推進課長 単独資料No. 4

（6）令和5年度三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルへの協賛のお願い

◎説明者 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会 渡邊 委員長
単独資料No. 5

（7）駒岡地区センター利用料金改定について

◎説明者 鶴見区役所 岩田 地域振興課長 単独資料No. 6

3. 閉会

鶴見区自治連合会 2月定例会資料

鶴 総 第 1475 号
令和 5 年 2 月 17 日

鶴見区自治連合会長 各位

鶴見区総務課長 武 規和

令和 4 年度版「発見つるみ！～データでみる鶴見区～」について（送付）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

令和 4 年度版「発見つるみ！～データでみる鶴見区～」を発行しました。御参考までに送付いたしますので、どうぞ御活用ください。

今後とも、区政の推進に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

・送付部数 各自治会・町内会に 2 部ずつ

〈担当〉鶴見区総務課統計選挙係 松澤
電話：5 1 0 - 1 6 6 0

「発見つるみ！～データでみる鶴見区～」とは、人口や産業をはじめ、生活に関連する様々なデータをまとめたものです。令和 4 年度版では、令和 2 年国勢調査の全ての結果を反映しております。鶴見区の様々な統計データを、これからの「いつまでも住み続けたいまち・鶴見」を考えていただく際の資料として、地域・ご家庭で御活用いただければ幸いです。
--

地区連合町内会長 各位

政策局制度企画課長

「特別市制度の実現に向けて～指定都市市長会シンポジウム in 横浜～」について（ご案内）

横浜市が実現を目指す新たな大都市制度「特別市」の必要性や、「特別市」の実現による効果などについて、市民の皆様に分かりやすくお知らせするため、指定都市市長会との共催によるシンポジウムを開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

1 開催概要

- (1) 日時：令和 5 年 3 月 11 日（土）15 時 30 分～17 時 30 分（開場 15 時）
- (2) 会場：慶應義塾大学 日吉キャンパス内 藤原洋記念ホール（港北区日吉 4-1-1）
- (3) 定員：300 人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選
- (4) 内容

第 1 部 基調講演	「地方制度改革の歴史と展望」 中川 貴元 さん（総務大臣政務官）
第 2 部 トークセッション	「特別市制度の実現に向けて」 （登壇者）山中 竹春 （横浜市長） 辻 琢也 さん（一橋大学教授） （モデレーター）石井 亮次 さん（フリーアナウンサー）

2 申込方法

3 月 9 日（木）までにウェブページまたはファクス（663-6561）でお申し込みください。
ファクスの場合は、①氏名、②性別、③年代、④電話番号、⑤居住地（区名）、
⑥メールアドレス、⑦車いす席/手話通訳/筆記通訳の希望有無 をご記載ください。

※申込者多数により参加不可の場合は 3 月 10 日（金）までに連絡します。
連絡がない場合は、参加可能です。



↑ 申込など
詳しくはこちら

3 その他

- ・配送ルート（2 月）により、各单位町内会長宛てに案内を送付させていただきます。

【担当】政策局制度企画課 橋本・木下
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
TEL: 045-671-2952 FAX: 045-663-6561
E メール: ss-seidokikaku@city.yokohama.jp

●開催日時 — 2023年

3/11 土

15:30～17:30 [開場15:00]

●会場 — 慶應義塾大学 日吉キャンパス内
藤原洋記念ホール

[東急東横線・東急目黒線・横浜市営地下鉄グリーンライン 日吉駅徒歩1分]

●定員 — 300名 [事前申込制]



指定都市市長会シンポジウム in 横浜 特別市制度の実現に向けて

横浜にふさわしい都市のかたち「特別市」

プログラム

1部 基調講演

「地方制度改革の歴史と展望」



中川 貴元 氏

総務大臣政務官

2部 トークセッション



モデレーター
石井 亮次 氏

フリーアナウンサー



登壇者
辻 琢也 氏

一橋大学教授



登壇者
山中 竹春

横浜市長

●主催 —



指定都市市長会

●共催 —



横浜市

お申込みはこちら
詳しくは裏面をご覧ください



登壇者プロフィール



中川 貴元 氏
総務大臣政務官

早稲田大学商学部卒業、名古屋市議員(平成7年4月当選後、7期連続当選)、名古屋市議会議員、指定都市議事会会長、衆議院議員初当選(第49回総選挙)、自由民主党法務・自治関係団体委員会副委員長、自由民主党財政・金融・証券関係団体委員会副委員長、自由民主党地方組織・議員総局次長を経て、令和4年8月総務大臣政務官(第2次岸田改造内閣)



石井 亮次 氏
フリーアナウンサー

同志社大学文学部卒業後、CBCテレビにアナウンサーとして入社。バラエティ番組から報道番組まで幅広く担当する。「ゴゴスマ〜GOGO!Smile!〜」(CBCテレビ制作、月〜金13:55〜)の番組開始時からMCを務める。2020年3月にCBCを退社しフリーアナウンサーへ転身。2019年の週刊文春の好きなアナウンサーランキングでは、在京キー局の有名アナに混じって異例の5位、2021年のJ-CASTニュースの好きなワイドショーのMCでは1位を獲得。著書「ゴゴスマ石井のなぜか得する話し方」(ダイヤモンド社)などがある。



辻 琢也 氏
一橋大学大学院法学研究科教授

東京大学大学院博士(学術)
専門分野：行政学・地方自治論
主な役職：内閣府「税制調査会」委員、総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、横浜市大都市自治研究会座長、第30次・第31次地方制度調査会委員、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」アドバイザー



山中 竹春 氏
横浜市長

早稲田大学政治経済学部および同大学理工学部卒業、同大学大学院理工学研究科修了。博士(理学)。アメリカ国立衛生研究所(NIH/NIEHS)研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学医学部教授などを経て、令和3年8月、横浜市長に就任。

お申し込み方法

参加を希望する方は、以下の申込フォーム(横浜市電子申請・届出システム)、またはFAXで必要事項をご記入の上、お申し込みください。FAXの場合は下記「FAX申込用紙記入欄」に記載のうえ、ご送信ください。

申込締切 令和5(2023)年3月9日[木]



申込フォーム
(横浜市電子申請・届出システム)

● 申込者多数により参加不可の場合は3月10日までにご連絡いたします。連絡がない場合は、ご参加いただけます。● 参加証はございません。● 申込み後、キャンセルされる場合は、3月9日までに前名、メールアドレスを記載の上、メール(宛先:ss-seidokikaku@city.yokohama.jp)またはFAX(連絡先:045-663-6561)でご連絡ください。● 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日は自宅での事前の検温とマスク着用をお願いいたします。● 体調がすぐれない際には参加をお控えください。● 今後の感染症の流行状況により、中止、延期、開催方法を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。● 申込にあたって、入力していただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。● 公共交通機関をご利用の上、お越しください。● 駐輪場はございませんので二輪車でお越しの際は、市営駐輪場等外部駐輪場をご利用下さい。● シンポジウムに関しまして、会場へのお問い合わせはご遠慮下さい。

FAXによるお申込み 045-663-6561

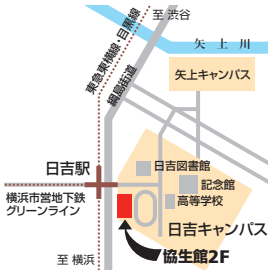
FAX申込用紙記入欄 下記項目をご記入のうえ、この用紙をご送信ください。

氏名	カナ氏名							
性別	1.男性	2.女性	3.無回答					
年代	a.19歳以下	b.20代	c.30代	d.40代	e.50代	f.60代	g.70代	h.80代以上
電話番号	メールアドレス							
居住地	1.横浜市内(区)		2.県内(横浜市以外)			3.県外		

● 車いす席を希望される方、手話通訳・筆記通訳を希望される方はその旨をご記載ください。

● 備考欄(その他、補足事項がございましたらご記載ください)

アンケート内容	
1 道府県と政令市の二重行政について、知っていますか?	1.はい 2.いいえ
2 横浜市が目指す特別市について、知っていますか?	1.はい 2.いいえ
3 横浜市(政令市)に特に期待する施策は、以下のうちどれですか? (複数選択可)	A.子育て・教育の充実 B.医療・福祉の充実 C.防災力の強化 D.身近な住民窓口サービスの充実 E.行政コストの削減
4 特別市について、質問があれば自由に記載ください。	



アクセス
慶應義塾大学日吉キャンパス内
藤原洋記念ホール(港北区日吉4-1-1)
東急東横線・東急目黒線
横浜市営地下鉄グリーンライン
日吉駅徒歩1分
※藤原洋記念ホールは協生館2階です

お問い合わせ先
横浜市政策局制度企画課
電話 045-671-2952
FAX 045-663-6561

指定都市市長会とは……横浜市をはじめ全国20の指定都市で構成。大都市行財政の円滑な推進と伸張を図ることを目的として、大都市共通の課題に関する調査・研究や、地方分権改革の推進、新たな大都市制度の創設、国の予算編成等に関する政策提言・意見表明を行っている。

令和5年2月17日

自治会・町内会 会長 各位

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会
委員長 渡邊 武

令和5年度 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルへの御協賛のお願い

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、感染症の終息を祈念しつつ、令和5年の三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルを5月20日（土）に開催することとなりました。

このフェスティバルは、10月の「つるみ臨海フェスティバル」とともに鶴見区民フェスティバルの一つとして、毎年多くの区民が開催を楽しみにしているものです。

運営は、引き続き県立三ツ池公園周辺の6地区連合町内会（駒岡地区、上末吉地区、下末吉地区、寺尾地区、寺尾第二地区、生麦第二地区）が中心となり、三ツ池の自然を感じながら誰もが楽しめるふれあいの場を提供し、子どもから高齢者まで、安心して暮らしていける地域の絆づくりを目指して開催したいと考えております。

つきましては、三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルの開催趣旨を御理解いただくとともに、今回もぜひ御協賛を賜りたく、お願い申し上げます。

（問合せ先）

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会
事務局長 時崎 達彌

令和5年度 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルの御協賛について

1 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル開催概要（予定）

- (1) 開催日時：令和5年5月20日（土）9時30分～16時00分 予定
（小雨決行、荒天時及びその他開催できない事由が発生した場合中止とし、順延は行いません。）
- (2) 会場：県立三ツ池公園
- (3) 内容：町内会、各種団体、行政等による飲食・物販・展示の模擬店、抽選会、ステージ発表、スポーツ・昔遊び体験コーナーほか
- (4) 来場者数：約50,000人（R1年度実績）
- (5) 実施体制：主催 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会
委員長 渡邊 武 （上末吉地区自治連合会会長）
共催 鶴見区役所
県立三ツ池公園指定管理者（公益財団法人神奈川県公園協会）
協力 NPO法人 鶴見区民地域活動協会
協賛 鶴見区自治連合会、各企業・団体ほか（予定）

2 協賛金の取りまとめ等について

- (1) 協賛金額 一口 5,000円

※下記連合町内会に所属されている町内会におかれましては、一口 10,000円にてご協賛いただきますようお願いいたします。

〔 上末吉地区自治連合会・駒岡地区連合会・下末吉地区自治連合会
寺尾地区自治連合会・寺尾第二地区連合会・生麦第二地区連合会 〕

※フェスティバル中止の場合、協賛金の返金はありません。あらかじめご了承ください。

- (2) 取りまとめ方法

【単位町内会会長様へのお願い】

連合会ごとに取りまとめますので、別紙の協賛申込書に記載の上、協賛金を添えて連合町内会長へご提出ください。（3月16日（木）まで）

【連合町内会長様へのお願い】

3月17日（金）の区連会の際に、取りまとめた協賛金をご持参願います。
（区連会開始前に、区役所6階会議室前で協賛金の受付と、各町会宛の領収書発行を行います。）
大変お手数をおかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。

- (3) 振込による支払いの場合

取りまとめ期限に間に合わない等の理由により振込を希望される場合は、以下の口座へお振込をお願いいたします。

（振込口座）※横浜信用金庫各支店からの振込の場合は、振込料は無料です。

横浜信用金庫 末吉支店 普通 549153

みづいけこうえん 三ツ池公園フェスティバル じっこういんかい 実行委員会 わたなべ たけし 渡辺 武

（振込期日） 令和5年3月31日（金）までにお振込をお願いいたします。

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル協賛金申込書

令和5年 月 日

■町会名		
	(ふりがな) 町会名	
	(ふりがな) 会長名	
■協賛口数・協賛金額 ※複数口も可能ですので是非ともよろしくお願いします。		
		口
		円
■連絡先		
	所在地	〒
	電 話	
	(ふりがな) 担当者名	

◇ご希望の入金方法をお選びください。＜ 振込 ・ 持参 ＞

【単位町内会会長様へのお願い】

連合会ごとに取りまとめをお願いしておりますので、本紙に記載の上、協賛金を添えて連合町内会長へ御提出ください。（3月16日（木）まで）

【連合町内会長様へのお願い】

3月17日（金）の区連会の際に、取りまとめた協賛金を御持参願います。
（区連会開始前に、区役所6階会議室前で協賛金の受付と、各町会宛の領収書発行を行います。）

【振込を希望される場合はこちらの口座にお願いいたします】

《振込先》

横浜信用金庫 末吉支店 普通 549153		
み っ っ い け こ う え ん 三ツ池公園フェスティバル実行委員会	じ っ こ う い い ん か い わたなべ 渡辺	た け し 武

各自治会町内会長 様

鶴見区自治連合会 会 長 石川 建治
防犯部長 渡邊 浩

鶴見区自治連合会 特殊詐欺被害防止啓発に向けた 花の種の配布について（お願い）

向春の候 皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

鶴見区では、特殊詐欺被害が昨年度に比べ大幅に増加しています。

（令和4年1～12月：71件 令和3年1～12月：41件 30件増）

そこで、鶴見区自治連合会の取組として、特殊詐欺被害防止・注意喚起をパッケージに印刷した「花の種子」を配布しますので、配布のご協力をお願いします。

1 パッケージ



2027年には、横浜市で初となる万博「国際園芸博覧会」が開催されます。

開催概要をパッケージに記載するなど、万博開催に向けた機運醸成にも繋げていきます。

2 配付数

世帯数	配布数
1000世帯未満	計 140 袋（70 袋ずつ）
1000世帯以上 2000世帯未満	計 200 袋（100 袋ずつ）
2000世帯以上	計 240 袋（120 袋ずつ）

※花の種子は「ミニひまわり」と「アスター」の2種類を配布します。

3 各自治会町内会への依頼内容

3月の区連会資料配送時に、各自治会町内会宛てに配送しますので、区民の皆様へ配布いただきますようお願いいたします。

配布方法は各自治会町内会にお任せします。特殊詐欺は高齢者が被害に遭うケースが多いことから、防犯部や老人会から高齢者の世帯に配布いただくなど、各自治会町内会の状況に応じて配布をお願いします。

（配布方法の例）

- ・防犯部や老人会から、高齢者の世帯に配布する。
- ・希望世帯に配布する。
- ・自治会町内会のイベントで配布する。

【事務局】

鶴見区役所地域振興課 井上、阿部
TEL 510-1687 FAX 510-1892

[illegible]